

資料 3 - 1 別紙

厚生労働省から寄せられた生産物分類案（P 医療，福祉）に係る修正案（抜粋）

【児童福祉事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業関係】

分類名（案）	定義・内容例示（案）
障害児福祉サービス	
障害児向け相談サービス	<p>障害児通所給付費等の給付決定前の障害児支援利用計画案福祉サービス等の支給決定前のサービス利用計画案作成、サービス事業者との連絡調整やサービスの利用状況の確認などを行うサービス。</p> <p>○ <u>障害児計画相談支援（障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助サービス利用支援、継続サービス利用支援）</u>、<u>地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）</u></p>
障害児向け入所支援サービス	<p>障害児入所支援施設に入所し、食事や排泄等の介護、日常生活能力の維持向上のための訓練等を行うサービス。</p>
障害児向け通所支援サービス	<p>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進とその他の必要な支援を行うサービス。</p> <p>○ 福祉型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援</p>
その他の障害児向け福祉サービス	<p>その他の障害児向け福祉サービス。</p> <p>○ 居宅訪問型児童発達支援</p>
障害者福祉サービス	
障害者向け相談サービス	<p>障害福祉サービス等の支給決定前のサービス等利用計画案作成、サービス事業者との連絡調整やサービスの利用状況の確認などを行うサービス。（ただし、公的介護保険が適用されるものを除く）</p> <p>○ 計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）、<u>地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）</u>、<u>就労定着支援</u>、<u>自立生活援助</u></p>
障害者向け訪問介護、同行・行動援護サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の居宅に訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービス。（ただし、公的介護保険が適用されるものを除く）</li> <li>・ 行動や移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供又は外出時の支援を行うサービス。（ただし、公的介護保険が適用されるものを除く）</li> <li>・ 介護人の不在時に短期間施設に入所するサービスや居宅介護等複数のものを包括的に提供するサービス。（ただし、公的介護保険</li> </ul>

	が適用されるものを除く) ○ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所（ショートステイ）、重度障害者等包括支援、 <del>自立生活援助</del> など
障害者向け入所介護サービス（居住支援サービス）	施設入所支援サービス、共同生活援助（グループホーム）サービスが含まれる。（ただし、公的介護保険が適用されるものを除く）
障害者向け通所介護サービス（日中活動事業）	障害者向け療養介護サービスや生活介護サービスが含まれる。（ただし、公的介護保険が適用されるものを除く）
障害者向け訓練・就労支援サービス	自立訓練サービス、就労移行支援サービス、就労継続支援サービスが含まれる。
その他の障害者向け福祉サービス	その他の障害者向け福祉サービス。（ただし、公的介護保険が適用されるものを除く） ○ 地域生活支援事業、 <del>就労定着支援</del> など

【老人福祉・介護関係】

分類名（案）	定義・内容例示（案）
<p><del>ケアマネジメントサービス</del></p> <p><del>ケアマネジメントサービス</del></p>	<p>居宅の要介護者や要支援者が居宅サービス又は介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者等の希望を勘案し、サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行うサービス。ケアマネージャーによるプラン作成サービスも含まれる。</p> <p>○ <del>居宅介護支援、介護予防支援</del></p>
<p>公的介護保険が適用される高齢者介護サービス（<u>介護給付、介護予防給付</u>）</p>	
<p><u>居宅介護支援サービス（介護給付、介護予防給付）</u></p>	<p><u>居宅の要介護者や要支援者が居宅サービス又は介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者等の希望を勘案し、サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行うサービス。ケアマネージャーによるプラン作成サービスも含まれる。</u></p> <p>○ <u>居宅介護支援</u></p>
<p>居宅サービス（福祉用具のレンタルを除く。）<u>介護給付、介護予防給付</u></p>	<p>訪問サービス、通所サービス、短期入所サービスが含まれる。</p> <p>○ <u>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護</u></p>
<p>福祉用具のレンタル（<u>介護給付、介護予防給付</u>）</p>	<p>公的介護保険適用による福祉用具の貸与サービス。</p>
<p>施設サービス（<u>介護給付、介護予防給付</u>）</p>	<p><u>24時間体制で見守られて介護を受けるサービス。</u></p> <p>○ <u>介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービスが含まれる。</u></p>
<p>地域密着型サービス（<u>介護給付、介護予防給付</u>）</p>	<p><u>要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、市町村にて提供される介護居宅・通所・入所を兼ね備えているサービス。</u></p> <p>○ <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス、看護小規模多機能型居宅介護</u></p>
<p>その他の高齢者向け介護サービス（<u>介護給付、介護予防給付</u>）</p>	<p>その他の高齢者向け介護サービス（<u>介護給付、介護予防給付</u>）。</p> <p>○ <u>「居宅介護支援サービス（介護給付、介護予防給付）」、「居宅サービス（福祉用具のレンタルを除く。介護給付、介護予防給付）」</u></p>

		付)」、「福祉用具のレンタル(介護給付、介護予防給付)」、「施設サービス(介護給付、介護予防給付)」、「地域密着型サービス(介護給付、介護予防給付)」に当たらないもの。
<u>公的介護保険が適用される高齢者介護サービス(地域支援事業)</u>		
	<u>介護予防・日常生活支援総合サービス(地域支援事業)</u>	<u>介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス(配食等)、介護予防支援事業(ケアマネジメント))、一般介護予防事業が含まれる。</u>
	<u>包括的支援サービス(地域支援事業)</u>	<u>地域包括支援センターの運営(左記に加え、地域ケア会議の充実)、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)、生活支援サービスの体制整備(コーディネーターの配置、協議体の設置等)が含まれる。</u>
	<u>その他の高齢者向け介護サービス(地域支援事業)</u>	<u>その他の高齢者向け介護サービス(地域支援事業)</u> ○ <u>介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、その他の任意事業</u> ○ <u>「介護予防・日常生活支援総合サービス(地域支援事業)」、「包括的支援サービス(地域支援事業)」に当たらないもの。</u>
その他の老人福祉・介護サービス		
	その他の老人福祉・介護サービス	他に分類されないその他の老人福祉・介護サービスが含まれる。 ○ <del>介護予防・生活支援サービス(公的介護保険が適用されるものを除く)、地域包括支援センターのサービス、市町村等が任意に実施する地域支援サービスなど</del>